

平成19年度から 市県民税が変わります

平成19年度の市県民税を納付書（または口座振替）で納めていただくかたに、6月1日付けで納税通知書をお送りします。

また、給料から市県民税が天引きされるかたには、事業所から税額の通知書が配布されます。

変更点1 市県民税の税率が 一律10%に

『地方にできることは地方に』という理念のもと、地方の権限と責任を拡大し、地方分権を一層推進するために、税源移譲が行われます。これにより、およそ3兆円の税源が、国から地方(県・市)へ移譲され、所得税と市県民税の税率が次のように変わります。

市県民税 平成19年6月分から適用↓3段階の税率から、一律10%へ

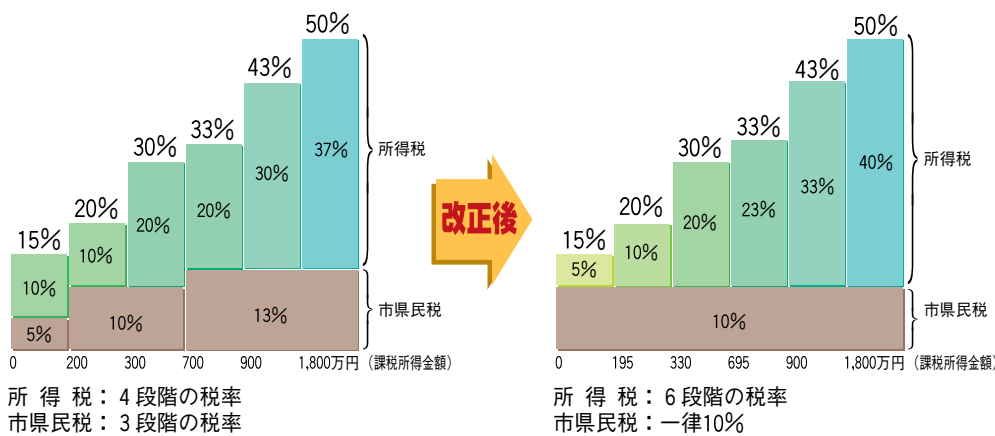
※市民税6%、県民税4%

所得税 平成19年1月分から適用↓4段階の税率を6段階に細分化

※所得税と市県民税を合わせた税負担が変わらないように変更。

※税源移譲のほか、次の点が改正されたため、実際の税額負担が変わる場合がありますのでご注意ください。

所得税と市県民税の新旧税率対照



所得税：4段階の税率
市県民税：3段階の税率

所得税：6段階の税率
市県民税：一律10%

モデルケース 税源移譲による負担変動（年額）



独身者の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額	
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		税源移譲分	定率減税廃止分
200万円	57,600円	35,900円	93,500円		32,000円	70,500円	102,500円	0円	9,000円	
300万円	111,600円	63,600円	175,200円		62,000円	130,500円	192,500円	0円	17,300円	
500万円	232,200円	154,700円	386,900円		160,500円	264,500円	425,000円	0円	38,100円	



夫婦+子供2人の場合

給与収入	税源移譲前			→	税源移譲後			=	負担増減額	
	所得税	市県民税	合計		所得税	市県民税	合計		税源移譲分	定率減税廃止分
300万円	0円	12,300円	12,300円		0円	13,000円	13,000円	0円	700円	
500万円	107,100円	74,300円	181,400円		59,500円	139,500円	199,000円	0円	17,600円	
700万円	236,700円	185,300円	422,000円		165,500円	297,500円	463,000円	0円	41,000円	

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※所得税額、市県民税額は定率減税の廃止(変更点2)の影響も含めて計算しています。
 ※市県民税額には均等割額が含まれています。
 ※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。

※税源移譲によって所得税と市県民税とを合わせた税負担は変わりませんが、「定率減税の廃止」や「65歳以上の非課税措置の段階的廃止」など、他の理由により実際の税負担は変わりますのでご注意ください。

お問い合わせは
税務課
 ☎49-3111
 (内線216)

ここがポイント!

19年度からの市県民税は

変更点1
 税率は一律10%に

変更点2
 定率減税を廃止

変更点3
 65歳以上のかたへの
 非課税措置を段階的に廃止